

◆公益法人に関する主な申請一覧				
手続	提出書類	対象者	提出先	根拠
一般社団法人設立登記申請 (⇒1-13)	一般社団法人設立 登記申請書	代表理事	主たる事務所の所 在地を管轄する法 務局	一般法人301 ・318
一般財団法人設立登記申請 (⇒1-14)	一般財団法人設立 登記申請書	代表理事	主たる事務所の所 在地を管轄する法 務局	一般法人302 ・319
一般社団法人変更登記申請 (理事、代表理事、監事等 の変更)	一般社団法人変更 登記申請書	代表理事	主たる事務所の所 在地を管轄する法 務局	一般法人303 ・320
一般財団法人変更登記申請 (理事、代表理事、監事、 評議員等の変更)	一般財団法人変更 登記申請書	代表理事	主たる事務所の所 在地を管轄する法 務局	一般法人303 ・320
一般社団(財団)法人主た る事務所移転登記申請(他 の登記所の管轄区域内へ移 転する場合)	一般社団(財団) 法人主たる事務所 移転登記申請書	代表理事	旧、新主たる事務 所を管轄する法務 局	一般法人301 ・302・304
一般社団(財団)法人合併 による変更および解散登記 申請(吸収合併)	一般社団(財団) 法人合併による変 更及び解散登記申 請書	存続法人の代表理 事	存続法人、消滅法 人の主たる事務所 所在地を管轄する 法務局	一般法人306
一般社団(財団)法人合併 による設立および解散登記 申請(新設合併)	一般社団(財団) 法人合併による設 立及び解散登記申 請書	新設法人の代表理 事	新設法人、消滅法 人の主たる事務所 所在地を管轄する 法務局	一般法人307
一般社団(財団)法人解散 および清算人就任(選任) 登記申請	一般社団(財団) 法人解散及び清算 人就任(選任)登 記申請	代表清算人	主たる事務所所 在地を管轄する法 務局	一般法人308 ・310
一般社団(財団)法人清算 終了登記申請	一般社団(財団) 法人清算終了登記 申請書	代表清算人	主たる事務所所 在地を管轄する法 務局	一般法人311
一般社団(財団)法人の公 益認定の申請	一般社団(財団) 法人の公益認定の 申請書	代表理事	行政庁(内閣総理 大臣または都道府 県知事)	公益法人4・ 7

公益法人

法人

第一章

手続	提出書類	対象者	提出先	根拠
特例民法法人の公益社団（財団）法人への認定申請	特例民法法人の公益社団（財団）法人への認定申請書	代表理事	行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）	一般法人整備44
特例民法法人の一般社団（財団）法人への移行の認可申請	特例民法法人の一般社団（財団）法人への移行認可申請書	代表理事	行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）	一般法人整備45

- memo.1 公益法人の設立には、これまでは主務官庁の設立許可が必要であり、設立後はその監督に服していた。しかし、こうした許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無に関係なく準則主義（登記）により簡便に公益法人の設立が可能となった。
- memo.2 公益性の判断に当たっては、これまで主務官庁の裁量で自由に判断してきたものであるが、一般社団（財団）法人からの公益認定申請に対して、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が民間有識者による委員会の意見に基づき公益の認定を行うこととされた。
- memo.3 特例民法法人（民法上の社団（財団）法人）は、一般社団財団法人法の施行日から起算して5年内に行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に対し、公益社団（財団）法人への移行の認定申請を行うか、一般社団（財団）法人への移行の認可申請を行うことができるが、この移行期間満了日にこの移行の認定又は認可を得ていない法人および移行の認定又は認可の申請中でない法人は当該満了日に解散したものとみなされる（一般法人整備44・45・46）。

1-13 一般社団法人の設立の登記申請を行うとき (理事会、監事および会計監査人非設置法人)	
提出書類	一般社団法人設立登記申請書（1通）、〔添付書類〕①OCR紙または登記事項を記録したFD等、②印鑑届出書、③定款、④登記すべき事項につき設立時社員全員の同意またはある設立時社員の一致を要するときは、その同意または一致があったことを証する書面、⑤設立時理事の就任承諾書、⑥設立時理事の印鑑証明書
あらまし	一般社団法人を設立する場合、代表理事は主たる事務所所在地で設立の登記を申請することを要し（一般法人301）これにより一般社団法人は成立する（一般法人22）。
提出先	主たる事務所所在地を管轄する各法務局、地方法務局およびその支局ならびに出張所
窓口	商業法人登記受付係
手続の流れ	<pre> graph LR A[申請者] -- ①登記申請 --> B[法務局] subgraph B [法務局] C[②受付] --> D[③申請書の調査] --> E[④登記簿への記入] E --> F[⑤校合・申請受理（登記完了）] end F -- ⑥補正確認（補正日） --> A </pre>
提出時期	設立時理事の調査（一般法人20①）の終了日または設立時社員が定めた日のいずれか遅い日より主たる事務所の所在地では2週間以内（一般法人301）

memo. 登録免許税は、主たる事務所では6万円、従たる事務所の所在地では9,000円である（登税9別表1・24(1)ロ・(2)イ）。

1-14 一般財団法人の設立の登記申請を行うとき (会計監査人非設置法人)	
提出書類	一般財団法人設立登記申請書（1通）、〔添付書類〕①OCR紙または登記事項を記録したFD等、②印鑑届出書、③定款、④財産の抛出があったことを証する書面、⑤設立時評議員、設立時理事、設立時監事の選任に関する書面、⑥設立時代代表理事の選定を証する書面、⑦設立時評議員、設立時理事、設立時監事、設立時代代表理事の就任承諾書、⑧設立時代代表理事の印鑑証明書、⑨登記すべき事項につき設立者全員の同意またはある設立者の一致を要するときは、その同意または一致があったことを証する書面
あらまし	一般財団法人を設立する場合、代表理事は主たる事務所所在地で設立の登記を申請することを要し（一般法人302）これにより一般財団法人は成立する（一般法人163）。
提出先	主たる事務所所在地を管轄する各法務局、地方法務局およびその支局ならびに出張所
窓口	商業法人登記受付係
手続の流れ	⇒1-13
提出時期	設立時理事および設立時監事の調査（一般法人161①）の終了日または設立者が定めた日のいずれか遅い日より主たる事務所の所在地では2週間以内（一般法人302）

memo. 登録免許税は、主たる事務所では6万円、従たる事務所の所在地では9,000円である（登税9別表1・24(1)ロ・(2)イ）。

出入国管理

外国人

第二章

◆出入国管理に関する主な申請等一覧				
手 続	提出書類	対 象 者	提 出 先	根 拠
在留資格認定証明書の交付申請（外国人技術者招へいの場合）（⇒11-1）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2 出入国則6の2
在留資格認定証明書の交付申請（外国人の家族を呼び寄せる場合）（⇒11-2）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2 出入国則6の2
在留資格認定証明書の交付申請（インターンシップで学生を受け入れる場合）（⇒11-3）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2、 出入国則6の2、平2・5・24法告131
在留資格認定証明書の交付申請（日本人配偶者を呼び寄せる場合）（⇒11-4）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2 出入国則6の2
在留資格認定証明書の交付申請（日系人を招へいする場合）（⇒11-5）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2、 出入国則6の2、平2・5・24法告132
在留資格認定証明書の交付申請（外国人である妻の前夫との間の子を呼び寄せる場合）（⇒11-6）	在留資格認定証明書交付申請書	本邦に入国を希望する外国人（短期滞在を除く）	地方入国管理局長	出入国7の2、 出入国則6の2、平2・5・24法告132
在留資格の変更の許可申請（留学生を採用する場合）（⇒11-7）	在留資格変更許可申請書	現に有する在留資格の変更を受けようとする外国人	地方入国管理局長	出入国20 出入国則20
在留資格の変更の許可申請（ワーキングホリデーで入国している外国人を採用する場合）（⇒11-8）	在留資格変更許可申請書	現に有する在留資格の変更を受けようとする外国人	地方入国管理局長	出入国20 出入国則20
在留資格の変更の許可申請（日本人実子を扶養する外国人親が日本に在留する場合）（⇒11-9）	在留資格変更許可申請書	現に有する在留資格の変更を受けようとする外国人	地方入国管理局長	出入国20、 出入国則20、平8・7・30法通達
在留資格の変更の許可申請（日本人配偶者と離婚した場合）（⇒11-10）	在留資格変更許可申請書	現に有する在留資格の変更を受けようとする外国人	地方入国管理局長	出入国20 出入国則20
在留資格の変更の許可申請（日本人配偶者と死別した場合）（⇒11-11）	在留資格変更許可申請書	現に有する在留資格の変更を受けようとする外国人	地方入国管理局長	出入国20 出入国則20

11-1 外国人技術者を招へいするとき	
提出書類	在留資格認定証明書交付申請書 {様式その1、その2N、その3N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動 (イ・ロ)」)}、〔添付書類〕①写真 (縦4cm×横3cm) (1枚)、②履歴書、③大学または大学院の卒業証明書 (原本提示)、④雇用契約書の写し、⑤法人登記事項証明書・直近の決算書の写し・会社案内、⑥返信用封筒 (長3型) に簡易書留380円分の切手貼付
あらし	エンジニア等技術者として外国人を招へいする場合、招へい会社の方で在留資格認定証明書交付申請を行い認定証明書の交付を受け、それを当該外国人に送付、在外日本公館にて査証申請をして就労の査証を受け、上陸する運びとなる (出入国7の2、出入国則6の2)。
提出先	地方入国管理局長 窓口：受入機関の所在地を管轄する地方入国管理官署の就労担当部門
手続の流れ	<pre> graph LR A[外国人本人 在日代理人] -- "在留資格認定証明書交付申請" --> B[地方入国管理局等] B -- "在留資格認定証明書交付・不交付通知" --> A </pre>
提出時期	技術者を招へいする前、事前に

memo.1 申請人が大学、大学院等を卒業していない場合は自然科学分野の業務に関して10年間の実務経験を証する在職証明書が必要。

memo.2 インドのDOEACC合格者の内A、BおよびCレベルの者は大学と同等以上の教育を受けたと認められる。また告示で定める情報処理技術に関する試験 (我が国のシステムアナリスト他、中国信息产业部電子教育中心、フィリピン、日本情報技術標準試験財団 (JITSE Phil)、フィリピン国家情報技術標準財団 (PhilNITS)、ベトナム情報技術試験訓練支援センター (VITEC)、ミャンマーコンピュータ連盟 (MCF)、台湾の財団法人資訊工業策進会 (I I I)、マレーシアのマルチメディア技術促進本部 (METEOR) がそれぞれ実施する、あるいは以前に実施した所定の試験) の合格者および告示で定める情報処理技術に関する資格 (シンガポールのSCS認定のCITPM、韓国産業人力公団認定の情報処理技師、情報処理産業技師) の保有者については学歴、実務経験を問わない (報酬額に関する基準は従来どおり適用)。この場合、必要書類として情報処理技術に関する試験の合格証書または資格証書を準備する。

11-2	外国人の家族を呼び寄せるとき
提出書類	在留資格認定証明書交付申請書 {様式その1、その2R (「家族滞在」・「特定活動 (ハ)」)}、〔添付書類〕①写真 (縦4cm×横3cm) (1枚)、②結婚証明書 (配偶者の場合)、出生証明書 (子の場合)、③扶養者の旅券の写しまたは外国人登録証明書表裏の写し、④扶養者の在職証明書、⑤扶養者の住民税の課税 (または非課税) 証明書および納税証明書 (1年間の総所得および納税状況が記載されたもののいずれか)、⑥返信用封筒 (長3型) に簡易書留380円分の切手貼付
あらまし	技術者他就労資格を持って働く外国人が家族を呼び寄せるとき、在留資格認定証明書交付申請を行い「家族滞在」として認定証明書を取得することで、在外公館での査証取得を経て上陸することができる (出入国7の2、出入国則6の2)。
提出先	地方入国管理局長 窓口：扶養者、親族の居住地、あるいは扶養者の受入機関の所在地を管轄する地方入国管理官署の担当部門
手続の流れ	⇒11-1
提出時期	家族を招へいする前、事前に

- memo.1 扶養者が新規雇用の場合は在職証明書、納税証明書等にかえて雇用契約書の写し等を提出し、扶養者の職業および収入を証明する。
- memo.2 なお家族滞在の資格に含まれる家族の範囲は配偶者および子に限定され、配偶者には内縁の者は含まず、現に婚姻中の者に限られる。また子は養子および認知された非嫡出子を含み、20歳以上であっても親の扶養を受けている学生等はこれに含まれる。家族であっても兄弟姉妹、親は家族滞在の範囲に含まれない。

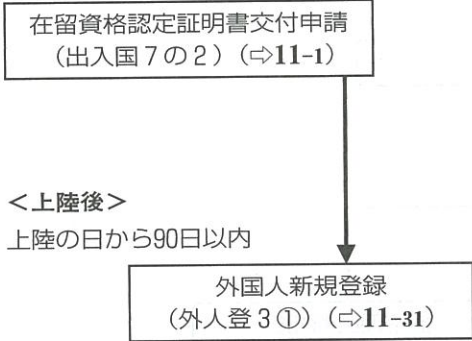
11-3	企業がインターンシップで学生を受け入れるとき
提出書類	在留資格認定証明書交付申請書 {様式その1、その2U、3U (その他)}、〔添付書類〕①写真 (縦4cm×横3cm) (1枚)、②招へい理由書、③活動内容記載の日程表、④大学の在学証明書、⑤単位取得等学業の一環として実施されるプログラムであることの証明・大学からの承認書・教授からの推薦状等、⑥雇用契約書、⑦法人登記事項証明書・直近の決算書の写し・会社案内、⑧返信用封筒 (長3型) に簡易書留380円分の切手貼付
あらまし	外国の大学の学生が、日本の企業で働く体験をするインターンシップは国際間の文化交流に資するものであり、それに参加し労働の対価として報酬を受ける場合「特定活動」の資格で滞在することとなる。この場合在留資格認定証明書交付申請を行い交付後当該外国人に送付、在外日本公館にて査証申請をして上陸することとなる (出入国7の2、出入国則6の2、平2・5・24法告131)。
提出先	地方入国管理局長 窓口：受入機関の所在地を管轄する地方入国管理官署の担当部門
手続の流れ	⇒11-1
提出時期	インターンとして学生を招へいする前、事前に

- memo.1 申請人が受入機関から報酬を受け取らない場合には、滞在期間が90日を超えるときは「文化活動」の資格に、滞在期間が90日を超えないときは「短期滞在」の資格にそれぞれ該当することになる。日本の大学等に留学中の学生をインターンシップに参加させ報酬を支払う場合は資格外活動許可の申請等を行わなければならない。
- memo.2 「報酬」は労働の対価として受入機関から支払われる金銭であり、交通費、住居費等の実費部分は除かれる。

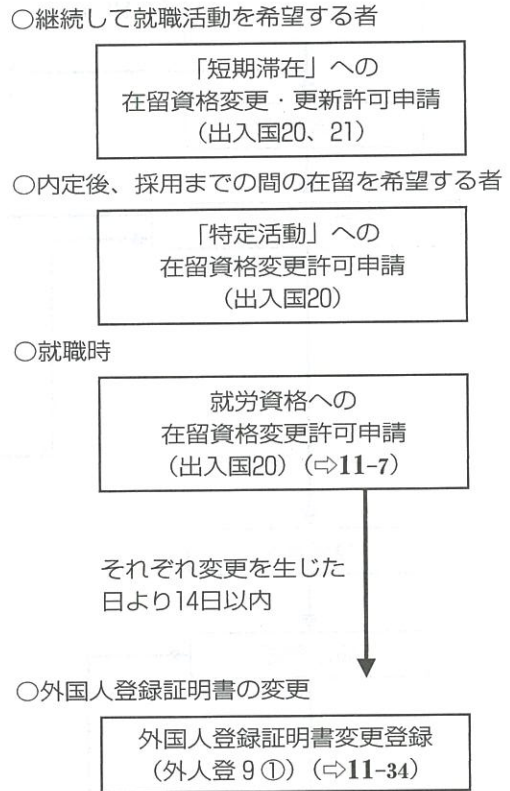
13-24

◆外国人を雇い入れるとき

<外国からの招へい>



<留学生の採用>



<保険等の加入>

雇用保険被保険者資格取得届 (雇保7、雇保則6) (⇒4-37)	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届出 (健保3・35・48、厚年9・13) (⇒4-52)
--	--

<外国人雇用状況の届出>

外国人雇用状況の届出 (雇用対策法28)	すべての事業主は、外国人（特別永住者を除く）の雇入れと離職の際に、その都度、当該外国人の氏名、在留資格等を確認し、公共職業安定所長に届け出ることが義務付けられている。
-------------------------	---

<出張、一時出国前に>

再入国許可申請 (出入国26) (⇒11-16)
